

南箕輪村地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、南箕輪村4825番地1南箕輪村役場内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法第5条の規定による地域公共交通計画、法第27条の16の規定による地域公共交通利便増進計画及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整
- (2) 前1項に関連した道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者又はその団体、機関等から選出された者を協議会の委員とする。

- (1) 南箕輪村長(以下「村長」という。)
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (4) 住民又は利用者の代表者
 - (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
 - (6) 道路管理者、長野県警察、その他協議会が必要と認める者
- 2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、村長とし、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、設立時の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議及び運営等)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、南箕輪村負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の収支予算は協議会の議決により定め、協議会の収支決算は監事の監査を経て協議会の承認を得なければならない。

(協議会の解散)

第10条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、南箕輪村地域づくり推進課内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。